

23) 品目名：木工品

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと。</p> <p>2 製品又は材料が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。</p> <p>なお、建築解体木材を使用している場合は、以下の物質について当該基準に適合していること。</p> <p>カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p>
規格に関する基準	<p>製品は、目的に応じた品質を有していること。別表1の製品にあっては、製品の規格に関する基準に適合していること。</p> <p>ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>木質部の材料として、木質の循環資源を100%（重量割合）使用していること。</p> <p>また、木材以外の材料を組み合わせる製品にあっては、木質部が、付加された材料を含む製品全体の70%以上（重量割合）であること。</p> <p>ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

別表1

製品区分	規格に関する基準
机、テーブル天板	<p>1 繊維板層がある場合はJIS A 5905に適合していること。</p> <p>2 パーティクルボード層がある場合はJIS A 5908に適合していること。</p> <p>3 合板層がある場合はJAS認定工場で製造された製品であること。</p> <p>4 製品を学校の教室用机・いすに使用する場合はJIS S 1021（学校用家具 教室用机・いす）に適合していること。</p> <p>5 製品のホルムアルデヒド放散量はJIS S 1021（学校用家具 教室用机・いす）で規定するF 以下であること。</p>
食品用器具・容器包装	食品衛生法に基づく「食品及び添加物、器具及び容器包装の規格基準」に適合していること

平成18年9月19日制定

平成19年2月20日改定（規格に関する基準を別表に記載）

平成19年8月30日改定（別表に製品区分 を追加）